官報告

国家試験

令和８年度技術士第一次試験の実施

技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第１条の２の規定に基づき、令和８年度技術士第一次試験の実施について、次のとおり公告する。

令和８年３月２日

文部科学大臣　松本　洋平

令和８年度技術士第一次試験の実施について

１．受験資格　年齢、学歴、業務経歴等による制限はない。

２．試験の方法　試験は、筆記試験により行う。

３．試験科目　試験は、総合技術監理部門を除く20の技術部門について行う。

⑴　基礎科目として、科学技術全般にわたる基礎知識。

⑵　適性科目として、技術士法第４章（技術士等の義務）の規定の遵守に関する適性。

⑶　専門科目として、受験者があらかじめ選択する１技術部門に係る基礎知識及び専門知識。

なお、一定の資格を有する者については、技術士法施行規則第６条の規定に基づいて試験の一部を免除する。

４．試験の日時、試験地及び試験会場

期日　令和８年11月22日（日）

時間　試験時間は、公益社団法人日本技術士会が受験者に別途通知する。

試験地及び試験会場　次の都道府県において行い、試験会場は、10月下旬頃の官報に公告する。

北海道、岩手県、宮城県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県。

なお、試験会場については、同会が、受験者があらかじめ選択する試験地における会場を本人宛てに別途通知する。

５．受験申込受付期間

⑴　郵送受付

令和８年６月10日（水）から６月24日(水)まで。

受験申込書類は、公益社団法人日本技術士会宛てに、書留郵便（６月24日（水）までの消印は有効。）で提出すること。

⑵　ＷＥＢ受付

令和８年６月10日（水）９：00から６月23日（火）17：00まで。

受験申込書類は、公益社団法人日本技術士会ホームページの技術士試験・登録ＷＥＢ申請窓口により提出すること。

６．受験申込書類

⑴　技術士第一次試験受験申込書（６ヵ月以内に撮った半身脱帽の縦4.5㎝、横3.5㎝の写真１枚貼付）

⑵　技術士法施行規則第６条の規定に該当する者については、免除事由に該当することを証する証明書又は書面を提出すること。

７．受験手数料　13,000円

８．試験の実施に関する事務を行う機関及び申込書類提出先　指定試験機関公益社団法人日本技術士会　〒105―0011　東京都港区芝公園３丁目５番８号　機械振興会館４階　電話番号　03―6432―4585

申込書類は同会が指定する提出先宛てに提出すること。

９．受験申込書の取扱い　受験申込書を請求する者は、６月５日（金）から公益社団法人日本技術士会及び同会の北海道（札幌市）、東北（仙台市）、北陸（新潟市）、中部（名古屋市）、近畿（大阪市）、中国（広島市）、四国（高松市）又は九州（福岡市）の各地域本部等まで申し出ること。

なお、請求方法等の詳細については、公益社団法人日本技術士会ホームページ（ＵＲＬ　https://www.engineer.or.jp/）を参照するか又は同会に直接問い合わせること。

10．受験申込書記載事項の変更　受験者は、公益社団法人日本技術士会において受験申込書が受理された後、当該申込書に記載されている氏名、本籍地又は現住所に変更が生じたときは、その都度、氏名、受験番号を明らかにして、その旨を同会へ届けること。

11．合格発表　令和９年２月に、試験に合格した者の氏名を技術士第一次試験合格者として公告するとともに、本人宛てに合格証を送付する。

合格発表後、公益社団法人日本技術士会は、受験者に成績を通知する。

12．正答の公表　試験終了後、公益社団法人日本技術士会は、速やかに試験問題の正答を公表する。

令和８年度技術士第二次試験の実施

技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第１条の２の規定に基づき、令和８年度技術士第二次試験の実施について、次のとおり公告する。

令和８年３月２日

文部科学大臣　松本　洋平

令和８年度技術士第二次試験の実施について

１．受験資格　技術士補となる資格を有し、次のいずれかに該当する者

⑴　技術士補として技術士を補助したことがある者で、その補助した期間が通算して次に定める期間（⑵の期間を算入することができる。）を超える者。

①　総合技術監理部門を除く技術部門　４年

②　総合技術監理部門　７年

⑵　科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価（補助的業務を除く。）又はこれらに関する指導の業務を行う者(注１)の監督(注２)の下に当該業務に従事した者で、その従事した期間が技術士補となる資格を有した後通算して次に定める期間（⑴の期間を算入することができる。）を超える者。

①　総合技術監理部門を除く技術部門　４年

②　総合技術監理部門　７年

（注１）　７年を超える業務経験を有し、かつ受験者を適切に監督することができる職務上の地位にある者。

（注２）　受験者が技術士となるのに必要な技能を修習することができるよう、指導、助言その他適切な手段により行われるもの。

⑶　科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価（補助的業務を除く。）又はこれらに関する指導の業務に従事した期間が通算して次に定める期間を超える者。

①　総合技術監理部門を除く技術部門　７年

②　総合技術監理部門　10年

（既に総合技術監理部門以外の技術部門について技術士となる資格を有する者にあっては７年）

なお、⑴～⑶のいずれにおいても学校教育法による大学院修士課程（理科系統のものに限る。）若しくは専門職学位課程（理科系統のものに限る。）を修了し、又は博士課程（理科系統のものに限る。）に在学し、若しくは在学していた者にあっては、２年を限度として、当該期間からその在学した期間を減じた期間とする。

２．試験の方法　技術士第二次試験は、筆記試験及び口頭試験により行い、口頭試験は、筆記試験に合格した者について行う。

３．試験科目

⑴　試験は、21の技術部門について行う。

⑵　試験科目は、必須科目及び選択科目により行う。

⑶　既に総合技術監理部門を除くいずれかの技術部門の第二次試験に合格している者が、総合技術監理部門を既に合格している技術部門に対応する選択科目で受験する場合は、試験科目のうち選択科目を免除する。

４．試験の日時、試験地及び試験会場

⑴　筆記試験

期日

①　総合技術監理部門の必須科目　令和８年７月19日（日）

②　総合技術監理部門を除く技術部門及び総合技術監理部門の選択科目　令和８年７月20日（月）

時間　試験時間は、公益社団法人日本技術士会が受験者に別途通知する。

試験地及び試験会場　次の都道府県において行い、試験会場は、６月中旬頃の官報に公告する。

北海道、宮城県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県。

なお、試験会場については、同会が、受験者があらかじめ選択する試験地における会場を本人宛てに別途通知する。

⑵　口頭試験

期日　令和８年12月から令和９年１月までの間で、公益社団法人日本技術士会が受験者に別途通知する日

時間　試験時間については、同会が受験者に別途通知する。

試験地及び試験会場　東京都　試験会場は、同会が受験者に別途通知する。